

\*外交の自立を阻害するもの\*

最近のアメリカの動きを見ていると、「テロに対する戦争」をアメリカの正義であると強調し、そのためには「核兵器を使っても構わぬ」と言い出しかねないところまできている。そして日本政府は国際協調を口にしながらも、アメリカの主張を支持するような印象を与えている。湾岸戦争、アフガン紛争の支援状況などから振り返ってみると自衛隊の行動様式、政府答弁には、「アメリカと肩を並べることが出来るようになった」と、ここまで出来たと誇らしげな姿勢が垣間見られはしないか。これまでの後方支援という既成事実を梃子に、あとは法的な整備さえ整えばよいというのが「有事法制」を成立させようという政府の本心であるかに見える。

この有事法制を云々する前に、1960年に改定された「新安保条約」を想起してみよう。この条約では日米両国の防衛義務が明確化され、双務的な相互援助が求められるようになった。野党、学生、労働省、文化人を中心に「アジアに軍事的緊張をもたらすもの」として国民的な反対運動として盛り上がり、国会を取り囲む波は10万人を超えた。6月15日、デモ隊は国会に突入り機動隊と衝突。東大の女子学生の失命という悲劇を生んだ。岸信介自民党内閣は、本会議場に警官隊を導入してまで衆議院で強行採決、1ヵ月後には参議院で自然成立を待って成立したのだった。こうしてまで、政府が国民に「安保」を押し続ける必要はどこにあったのか。いうまでもなく、日米安保条約と言うのは、日米間の「軍事条約」であり、「不平等条約」であり、決して「平和友好条約」ではない。

この条約によってアメリカは、日本の領土に軍事基地を置いている。「軍事基地」というのは、空母が寄港したり、航空機が発進するばかりでなく、もっと根本的な問題として「日本の外交を支配する機能」をもっていることが問題なのである。

易しくいうと、この条約によって外交の大枠が決められ、日本は世界戦略を立てる必要がなくなり、安保条約の構造に抱っこされて飼育されたのが、外務省の今日の姿である。

外務完了の腐敗・墮落はここに胚胎した。

安保条約の下では、日本の国家主権の一部が、ワシントンに移行されているということでもあり、日本の外交政策を方向付けする決定がワシントン DC で行われることもあるということである。その意味で、安保条約は外交関係の処理を内閣の事務を規定する憲法第73条の2の改定そのものである。

国際法では、アメリカが敵視する某国を日本の基地から攻撃すれば、某国は日本の国土にあるアメリカ軍事基地を攻撃し返す権利を認めている。だから某国の側から見れば、アメリカが敵であると同様に日本も敵という事になる。

軍事基地といえば、誰の頭にも思い浮かぶのが沖縄であろう。沖縄の置かれている状況は歴史的にも政治的にも特異性をもっている。例えば、1960年に安保が延長された時にも、沖縄はアメリカの統治下にあったために日本本土における安保から隔離、排除されていた。1972年に本土復帰するまでは沖縄のアメリカ軍基地は、なんの条約もなしに置かれていたし、復帰後も沖縄県民がその成立に参加したわけでもない「安保条約」の下で軍事基地は存続している。半世紀以上も安保体制が続いている理由は、その不平等と押し付けを感じなくなっているからだ。このような圧迫を感じる能力がマヒした事に原因がある。つまり「意識が植民地化」された現象であり、日本の外交が自立を阻まれている要因である。このように植民地化された意識が稀薄で、屈辱的な意識が普通感覚になってしまった人々の集団が東京の「永田町」と「霞ヶ関」を独占している。

戦後、「日本国憲法」が改定されて「戦争放棄」という、なにものにも代えがたい魅力に富んだ憲法が誕生した。戦争の世紀の中であって「戦争はしない」と宣言した。合法的に戦争で「殺傷」する権利を放棄し、軍事力（武器）を持たない。石原莞爾先生の言葉を借りて言うなら『身に寸鉄を帯びず』という固い決心だった。憲法の前文にあるように「平和外交」によって国を守ると明確に謳い、新しい国を創造するという決心だった。しかし、戦争放棄という普遍的な魅力は、安保条約によってアメリカの軍隊と核の傘の虜囚（とりこ）にされてしまった。

さらにこの条約は、歴史的な第9条「戦争放棄」をも取り消そうとしている。つまり安保は73条だけでなく前文と第9条の改定でもある。このことは「国家は軍事力で守られるもの」という古い観念に囚われたアメリカからの強要である。日本の軍事力の代わりに、アメリカの軍事力を置くというだけの目隠しであり、根本的に矛盾した偽善的な措置である。「戦争が本当に避けられないなら外国に頼るのではなく自分でやるべきだ」という保守的な「憲法改正論」が起ってきた背景にある論理である。

戦後、憲法に基づいた反戦平和運動は「護憲」と「反安保」という矛盾のない立場を一貫して通してきた。そうした人々の言葉と活動の中に「平和憲法」は生きているのだが、今日では「平和憲法」を支持すると言いながら、「安保」には反対しない人たちが増えているが、これらの人たちは「戦争放棄の憲法」を支持していることにはならない。彼らは仮に「現行の安保を含む平和憲法が現実的だ」と説得されれば、おそらく「憲法改正」

と「全面的再軍備」の支持に回るだろう。そうなれば、「憲法を改正」して「再軍備」という図式は、時間の問題になるという危うさを孕んでいる。

\*アメリカが怖れているもの？\*

「軍事力の使用に反対と言うが、それでは侵略から国を防衛するには、どんな方法があるか」という疑問をもつ人々が多い。この疑問の理屈は分かるが、それは太平洋戦争の時、日独伊三国同盟から離脱し、軍事力の使用を放棄すれば、「敗戦」をもたらすことはなかったという論理にもなる。「日本の侵略政策を抑える方法はなかったのか」と問われれば、「その他になかった」と、安保条約の下で半世紀もの間、その矛盾を経験してきた政府・官僚たちは、このような混乱してきた歴史感覚しか持ち合わせない。しかも若手の政治家・役人ですら自分の職域についての理解しかないのである。アメリカや隣国の韓国・中国その他アジア諸国の政策当事者には、憲法・安保体制、つまり日本の軍事力をアメリカの軍事力に取り替えたのは、「日本の軍事主義の復活を抑えるためにそうしたのだ」と見ている人々が少なくない。この論理によると、もしアメリカの「基地」が日本から撤退すればその「権力の真空」を埋めるのは海外からの侵略ではなく、日本の内部から、例えば観念右翼や保守過激派による国会からの侵略になるとみる見方である。それが本当ならば、アメリカは他の国々からの日本侵略を防衛するためではなく、日本の侵略から他の近隣諸国を防衛するということになる。かつて中国の先覚・戴天仇が著書『日本論』で述べたように「日本気違い」の魔手から日本を守るためにということになる。

この文脈では、日本がもっと恐れるものは軍国日本であり、そして軍人・官僚・政治家の間に地下水のように流れている軍国主義の伝統、あるいは彼ら自身の中にある権力への悪魔的な欲望かもしれない。だが、保身の亡者である政治家や官僚が、自分自身を抑えるためにこの憲法・安保体制を意識的に支持してきたとは信じがたいことである。

この憲法・安保体制が日本の軍国主義を抑えているという論理の欠点は、アメリカの軍国主義には問題がないという暗黙の前提に立っているということである。1999年についてそれは「周辺事態法」という形で正体を見せた。憲法・安保体制は、ある種の戦争を禁止するが、別の戦争を許し進めている。新ガイドラインとその関連法は、アメリカが本当の戦争を戦うとき、自衛隊がその後方支援をすると規定している。その場合、自衛隊は国際法の下で戦闘員になるということは、国家交戦権の復活を前提とし、国家交戦権の復活は、憲法9条の実定法としての終焉を意味する。同時にこれは自衛隊をアメリカの指揮下に置く事になる。つまり、後方支援条項は、自衛隊はアメリカの戦争にだけ、そしてアメリカの指令下においてのみ戦うことを保障する。もちろん自衛隊法には、もし自国が侵略されれば武器を使用しても良いと（第78、88条）規定されているが、今日そのような意味での侵略を受けるという

事はナンセンスに近いものと思える。-

新ガイドライン（1997年に日米両政府が合意した「新しい日米防衛協力の指針」。1999年には「周辺事態法」が成立したが、この法律では有事の際に自衛隊のみならず、自治体・民間に協力を要請できることなども規定されている）には、アメリカがどこかの国と戦争になった時には自衛隊はその支援に行かなければならないと規定されているが、アメリカを巡る戦争は頻繁に起こっているし、これからも起こるであろうと予想される。そしてアメリカの次の戦争が始まって、自衛隊員が「遺体」となって帰りはじめる時、「安保はなにをもたらしたか」という重すぎる問いの答えが明白になるに違いない。